

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件八件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○道路の区域を変更する件

○都市計画事業を認可した件

公 告

○落札者を決定した件

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件

三 六 六 六 七

告 示

福島県告示第二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール田島店 福島県南会津郡南会津町大字田島字東荒井七十七ほか
- 二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者

（変更前）株式会社小池

代表取締役 小池 伸典

（変更後）株式会社小池

代表取締役 小池 信介

- 三 変更した年月日
平成二十四年七月二日
- 四 届出年月日
平成二十四年十二月二十一日
- 五 届出をした者
株式会社小池

（商業まちづくり課）

福島県告示第二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール鎌田店 福島県福島市鎌田字西舟戸十一の一ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者

（変更前）株式会社小池

代表取締役 小池 伸典

（変更後）株式会社小池

代表取締役 小池 信介

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十四年七月二日

2 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十四年十二月二十一日

五 届出をした者

株式会社小池

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び川俣町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール川俣 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字鶴東六十二の一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 伸典

(変更後) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十四年七月二日

2 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十四年十二月二十一日

五 届出をした者

株式会社小池

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール保原店 福島県伊達市保原町上保原字金山三の一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) リオン・ドール保原店

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 伸典

(変更後) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

3 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十一年三月二十六日

2 平成二十四年七月二日

3 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十四年十二月二十一日

五 届出をした者

株式会社小池

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドールガーデン本宮 福島県本宮市高木字平内六十五ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 伸典

(変更後) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日
平成二十四年七月二日

四 届出年月日
平成二十四年十二月二十一日

届出をした者
株式会社小池

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール郡山本店 福島県郡山市西田町大田字金堀百六十一番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者

(変更前) 株式会社小池
代表取締役 小池 伸典

(変更後) 株式会社小池
代表取締役 小池 信介

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十四年七月二日

2 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十四年十二月二十一日

五 届出をした者

株式会社小池

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール須賀川東 福島県須賀川市仲の町四十の一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者

(変更前) 株式会社小池
代表取締役 小池 伸典

(変更後) 株式会社小池
代表取締役 小池 信介

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十四年七月二日

2 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十四年十二月二十一日

五 届出をした者

株式会社小池

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年一月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二 変更した事項
リオン・ドールガーデン船引 福島県田村市船引町字川代七十八ほか

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者
(変更前) 株式会社小池
代表取締役 小池 伸典

(変更後) 株式会社小池
代表取締役 小池 信介

2 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日
平成二十四年七月二日

四 届出年月日
平成二十四年十二月二十一日

五 届出をした者
株式会社小池

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年一月十五日から同年二月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十五年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道高崎 田島線	南会津郡下郷町大字高 崎字寄神乙一六七四番 一地从先から	変更前	一一・〇 三二六・二	五六五・〇
	同 郡同 町大字湯 野上字寄上乙一三五九 番二地先まで	変更後	一一・〇 三二六・二	五六五・〇

(道路計画課)

福島県告示第三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画法業について、次のとおり認可した。
平成二十五年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
県北都市計画道路事業 三・五・百十六号 曾根田町桜木町線
- 三 事業施行期間 平成二十五年一月十五日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 福島市天神町並びに宮下町地内

(まちづくり推進課)

公 告

公告第14号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報セキュリティ・モバイルセキュリティ基盤構築業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。
平成25年1月15日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報セキュリティ・モバイルセキュリティ基盤構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- 3 福島県企画調整部情報統計総室情報システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
落札者を決定した日
平成24年11月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額
94,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年10月2日

(情報システム課)

公告第十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月四日
- 二 名称
特定非営利活動法人みなみあいづ森林ネットワーク
- 三 代表者の氏名
室井 武
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南会津郡南会津町田島字鎌倉崎乙三十六番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、南会津地方は古くから豊かな森林資源を背景として、素材生産や製材業等の林産業が盛んな地域であったが、近年は国産材の低迷など林業を取り巻く厳しい現状の中、産業全体が疲弊している状況にある。このような状況を踏まえ、林業の持つマイナスイメージをプラスに転換していくために、地域の林産業に関わる者同士が連携し、豊かな森林資源の多面的な有効活用による地域全体の活性化を図ることを目的とする。

(文化振興課)

公告第十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年一月十五日

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月七日
- 二 名称
特定非営利活動法人多文化互恵創造ネット
- 三 代表者の氏名
程 子学
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南会津郡下郷町大字澳田字塔ノ脇千四百九十番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、留学生をはじめとする外国人（以下、「留学生等の外国人」という。）に対して地域住民・企業との交流を通じて、生活支援・定着支援などを行うとともに、地域住民・企業に対しても各国文化への理解を促進させ、留学生等の外国人による地域と母国の橋渡し、及び彼らが有する海外発展動向と情報技術を活用する事業を行うことで、留学生等の外国人と地域住民が互いに恵みあい、多様な価値観を持ちながら支え合う地域社会の創造に貢献し、地域国際化と地域経済活性化の促進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十五年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称	役員氏名	住所
安積疏水土地改良区	退任した役員	
	本田 陸夫	郡山市喜久田町前田沢一丁目一四番地
	渡邊 武夫	須賀川市北横田字新田一三四番地
	渡邊 雄一	本宮市仁井田字上野台一一番地
	堀田 進	郡山市片平町字西久保四八番地
	岡部 次男	同 市片平町字深谷上屋敷三番地
	橋本 壽一	同 市三穂田町山口字山田一七五番地
	佐藤 春男	須賀川市越久字谷知畑一三〇番地
	七海 勝也	郡山市安積町成田字東丸山五七番地
	宗形 良伊	同 市堤二丁目一八番地
	岡部 新次	須賀川市仁井田字館内八五番地
	神谷 吉弘	郡山市三穂田町鍋山字上屋敷一六番地

